

# 女性の職業生活における活躍を推進する

## 「女性活躍推進法」が平成28年4月1日からスタート！

女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が新たに制定されました。一般事業主に関する部分については、平成28年4月1日から施行されました。

### 301人以上の労働者を雇用する事業主は次の【1】から【4】を行う必要があります

○労働者には、パートや契約社員であっても、1年以上継続して雇用されているなど、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含まれます。

○300人以下の事業主の皆様は努力義務となっています。積極的な取り組みをぜひご検討ください。

- 【1】自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析
- 【2】状況把握、課題分析を踏まえた、「一般事業主行動計画」の策定、社内周知、公表
- 【3】行動計画を策定した旨の、都道府県労働局への届出
- 【4】女性の活躍に関する状況の情報の公表

### 「一般事業主行動計画」の策定には、「一般事業主行動計画策定支援ツール」をご活用ください

「行動計画策定支援ツール」では、状況把握や課題分析の方法・手順を示した「策定支援マニュアル」と、マニュアルで示された手法により課題分析を行うために必要なデータの入力を支援する「入力支援ツール」があります。自社の状況にあった課題、行動計画の目標や取組内容を設定する上で、ぜひご活用ください。

厚生労働省ホームページ「女性活躍推進法特集ページ」より、ご覧いただけます。

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>)

女性活躍推進法特集ページ

検索

「一般事業主行動計画」の公表、「女性の活躍に関する状況の情報の公表」には、

### 「女性の活躍推進企業データベース」をご利用ください

「女性の活躍推進企業データベース」は、企業における「女性の活躍状況に関する情報」を一元的に集約したデータベースです。女性活躍推進法に基づく情報公表や、一般事業主行動計画の公表掲載先としてご活用いただけるとともに、他社の取組状況を閲覧することも可能です。

「女性の活躍・両立支援総合サイト」(<http://www.positive-ryouritsu.jp/>)から、ご利用いただけます。

女性の活躍・両立支援総合サイト

検索

### 女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業は、厚生労働大臣の認定を受けることができます

●認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める「女性活躍推進認定マーク「えるぼし」」を商品や広告に付すことができ、女性活躍推進企業であることをPRすることができます。

●認定企業であることをPRすることにより、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につながることを期待できます。

●評価項目を満たす項目数に応じて、取得できる認定段階が3段階あります。

(段階ごとにマークが変わります。)



認定マーク「えるぼし」

- 「L」には、Lady（女性）、Labour（働く、取り組む）などの意味があります。
- 「円」は企業や社会、「L」はエレガントに力強く活躍する女性をイメージしています

### 三重労働局雇用均等室

〒514-8524 津市島崎町327番2号 津第2地方合同庁舎  
TEL 059-226-2318 FAX 059-228-2785

雇用均等室は、平成28年4月1日から雇用環境・均等部(室)(仮称)に変更されます。